

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和7年10月24日午後1時30分時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 14名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 竹田 壮芳	3番 安達 芳紀
4番 佐藤 文好	5番 松田 繁徳	7番 錦 礼子
8番 菊地 直子	9番 山岸 誠	10番 倉田 健三
11番 村越 竜仁	12番 朝倉 善則	13番 黒澤 ちよ子
14番 渡沢 寿		

3. 遅刻通告委員 1名にしてその氏名は次のとおり  
6番 浅野 厚司

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 山内 美穂  
同 上 事務局長補佐 小川 正樹  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

5. 付議事件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	議第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第39号 非農地証明願に対する可否について
日程第7	議第40号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

6.会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和7年10月17日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名であります。

また、遅刻する旨の届出があった委員は6番 浅野厚司委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ております、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により、議長が指名いたします。

5番 松田繁徳委員、6番 浅野厚司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 5番 松田 繁徳 委員  
7番 錦 礼子 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたします。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が10件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めるます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第19号について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページと2ページになります。

1番から10番まですべての案件が、中間管理事業の解約になります。

嶋貫農地係長

1番、2番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、  
賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲  
▲字▲▲の田 2, 543m<sup>2</sup>を、所有権移転するため、合意解約するものであります。

3番、4番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、  
賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲  
▲字▲▲ 外2筆の田 合計2, 575m<sup>2</sup>を、第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

5番、6番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、  
賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲  
▲字▲▲の田 1, 537m<sup>2</sup>を、所有権移転するため、合意解約するものです。

7番、8番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、  
賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲  
▲字▲▲ 外2筆の田 合計4, 505m<sup>2</sup>を、第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

9番、10番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、  
賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲  
▲字▲▲の田 487m<sup>2</sup>を、所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第19号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、使用貸借権4件、計8件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第38号について、ご説明申し上げます。

議案書は3ページと4ページになります。

嶋貫農地係長

はじめに、3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の田が487m<sup>2</sup>、畑が1,466m<sup>2</sup>、合計1,953m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑、合計307m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑、229m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑、合計106m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

5番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,042m<sup>2</sup>を新規の1年契約となつております。

6番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 885m<sup>2</sup>を新規の1年契約となつております。

7番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外5筆の田が2,582m<sup>2</sup>、畑が198m<sup>2</sup>、合計2,780m<sup>2</sup>を新規の1年契約となつております。

8番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外3筆の田が39m<sup>2</sup>、畑が795m<sup>2</sup>、合計834m<sup>2</sup>を再設定の20年契約となつております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

1番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

10月21日に鈴木委員よりご報告をいただいております。

申請地のうちの田については、作付され、しっかり管理されているということでした。畑については、耕作はされておりませんが、草刈等の管理がされていることを確認したとご報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、本間仁一推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

10月21日に本間委員よりご報告をいただいております。

申請地については、作付けはされておりませんでしたが、草刈等の管理がされていることを確認したと報告いただきました。

議長（高橋会長）

次に、3番、4番の現地調査について、10番 倉田健三委員より報告をお願いします。

10番  
(倉田健三委員)

本日現地調査を行ってきました。作付けはされていませんでしたが、草刈等の管理がされておりました。  
以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。  
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、所有権移転の3番、4番について、審議いたします。

ここで、8番 菊地直子委員の退席を求めます。

…………菊地直子委員退席…………

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの3番、4番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

ここで、8番 菊地直子委員の復席を求めます。

…………菊地直子委員復席…………

議長（高橋会長）

次に、使用貸借権の5番から7番について審議いたします。  
ここで、2番 竹田壮芳委員の退席を求めます。

…………竹田壮芳委員退席…………

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの5番から7番までの案件について、  
申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、举手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

ここで、2番 竹田壮芳委員の復席を求めます。

…………竹田壮芳委員復席…………

議長（高橋会長）

次に、ただいまの議事参与案件5件を除く、所有権移転2件、使用貸借権1件の計3件について審議に入ります。  
お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。

議第38号の議事参与案件5件を除く所有権移転2件、使用貸借権1件の3件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

…6番 浅野厚司委員 入室…

議長（高橋会長）

次に、日程第6 議第39号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第39号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第39号につきまして、ご説明します。  
議案書5ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 登記地目が畠 10m<sup>2</sup>が、平成8年に住宅を建築して以降、宅地の一部として利用し、現在に至るものです。

耕作の用に供することが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 登記地目が畠 7m<sup>2</sup>が、平成8年に住宅を建築して以降、宅地の一部として利用し、現在に至るものです。

耕作の用に供することが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長）

ここで、1番、2番の現地調査について、10番 倉田健三委員より、報告をお願いします。

10番  
(倉田健三委員)

10月17日に私と錦礼子委員、山内事務局長、嶋貫係長の4名で非農地2件の現地調査を行いました。

2つの案件とも、申請のとおり、住宅用地の一部として利用されていることを確認しましたのでご報告いたします。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第40号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたします。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第40号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年10月14日付け農第893号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権設定11件、賃借権移転4件、所有権移転7件の計22件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求めるため、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第40号について、ご説明を申し上げます。

令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められたものです。

議案書は6ページから13ページまでとなっております。8ページをお開きください。

1番については、左側の欄 貸付者、▲▲の■■■■さんとの▲▲字▲の「田」257m<sup>2</sup>を、右側の欄 借受者、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.12.27からR17.12.31まで、賃料収受回数は10回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、8ページの2番から9ページの11番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、10ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」外4筆の合計7,234m<sup>2</sup>を、右の欄の「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」▲▲の■■■■さんから左側の欄の借受者、▲▲の■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間はR7.12.27～R17.3.31まで、賃料支払回数は9回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。以下、10ページの2番から11ページの4番までも同様に、

「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を移転するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、12ページをご覧ください。所有権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」2,543m<sup>2</sup>を、左の欄の「所有権の移転をする者」▲▲の■■■■さんから右側の欄の「所有権の移転を受ける者」▲▲の■■■■さんへ所有権を移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以下、12ページの2番から13ページの7番までも同様に、「所有権の移転をする者」から中間管理機構を介して、「所有権の移転を受ける者」に所有権を移転するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が3名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、賃借権設定の5番と6番について、審議いたします。  
ここで、2番 竹田壮芳委員の退席を求めます。

…………竹田壮芳委員退席…………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番 竹田壮芳委員の復席を求めます。

…………竹田壮芳委員復席…………

議長（高橋会長） 次に、議案書12ページ、所有権移転の1番について、審議いたします。  
ここで、13番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

…………黒澤ちよ子委員退席…………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

- 議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、举手をお願いいたします。
- …………全員挙手…………
- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） ここで、13番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。
- …………黒澤ちよ子委員復席…………
- 議長（高橋会長） 次に、議案書13ページ、所有権移転の5番について、審議いたします。  
ここで、10番 倉田健三委員の退席を求めます。
- …………倉田健三委員退席…………
- 議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。
- …………なしの声…………
- 議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、举手をお願いいたします。
- …………全員挙手…………
- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） ここで、10番 倉田健三委員の復席を求めます。
- …………倉田健三委員復席…………
- 議長（高橋会長） 次に、議案書8ページの賃借権設定から13ページの所有権移転まで、議事参与案件4件を除く全18件について、審議いたします。  
お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

- 議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
賃借権設定から所有権移転まで、議事参与案件4件を除く全18件について質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。
- 5番 松田繁徳委員 12ページの所有権移転の、2番と3番の案件が、非常に金額が高い点について、農地の状況など詳しくお伺いしたいです。
- 嶋貫農地係長 12ページ13ページの所有権移転の案件については、農地の利用調整会議を経て決定されたものですが、2番と3番の金額が高く決定されたことについては何点か理由がございます。  
1点目が、2番、3番の所有者は同一世帯ですが、農地を処分したい、売りたいという意向があった、という点です。  
もう1点が、近隣の取引事例、▲▲の畑がかなり活発に所有権移転がされていて、実例が高い地域にあったという点。  
もう1点は、今回の申請地については受け手の■■■■さんが既にラフランスを作っているところで、これから収穫ができるような状況であり、利用調整の結果、■■■■さんがこの金額でも欲しいと合意が整ったものです。  
このような理由があり、他の案件に比べて高い金額ですが、利用調整会議を経て調整が整っている案件です。
- 5番 松田繁徳委員 わかりました。
- 議長（高橋会長） 他に質疑はございますか。
- …………なしの声…………
- 議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの賃借権設定から所有権移転まで、議事参与案件4件を除く全18件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- …………全員挙手…………
- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和7年10月17日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時3分）